

独立行政法人 交通安全環境研究所  
理事長 大橋 徹郎 殿

随意契約の見直し及び保有資産の見直しに関する監事の監査意見について

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に定められた事項のうち随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項に関する独立行政法人交通安全環境研究所の取組みの状況について、当研究所重要会議への出席や関係役職員からのヒアリングの実施、関係資料の提出を求める等により、調査を行なった結果、次の通り、監事の意見を取りまとめましたので、通知します。

1. 随意契約の見直し

平成21年度の小額案件を除く116件の契約のうち108件が一般競争入札によるものとなっております。ただ、この中で、昨年5月29日に監事が指摘した一者応札の割合については、昨年の76.5%から10%を超える低下を見たものの、なお108件中64.8%を占める70件に達しており、また、それら一者応札の場合には、平均落札率が98.0%と複数者応札に比し高止まりする結果となっております。

つきましては、昨年5月29日の監事監査意見に対する昨年12月10日の貴職回答に沿って、「契約監視委員会」と協同し、一者応札の回避・複数者応札の拡大に向けたさらなるご尽力を期待します。

2. 保有資産の見直し

保有資産の見直しについては、昨年5月29日の監事監査意見でも述べたとおり、毎年度末に、保有施設についてその稼働状況等を調査するとともに、土地については必要に応じ不動産鑑定士の鑑定評価を求めるなど概ね適切な見直しが行われているものと認められます。

平成22年5月27日

独立行政法人 交通安全環境研究所

監事 福島 義章

監事 長谷部 繁



## 入札・契約の適正な実施に関するチェック結果に基づく意見

平成 20 年 6 月 12 日

監事：福島・長谷部

平成 19 年度に締結した少額案件を除く 168 件の契約を対象として行った調査の結果、独立行政法人交通安全環境研究所の入札・契約に係る事務の執行については、監事 2 名の一致した意見として、次のように考える。

1. ほぼ全ての案件について、一般競争入札、公募など競争性のある契約形態が採られており、入札・契約の適正な実施に向けた取り組みは高く評価する。

(168 件中、一般競争入札が 147 件・88%となっており、公募等を含む競争性のある契約形態が 157 件・93%を占め、随意契約は止むを得ない 11 件・7%弱にとどまっている。)

2. しかしながら、一般競争入札の 147 件を調査した結果は、応札者が 1 社だけというのが極めて多く、また、その場合には落札率が極めて高くなっており、試験・研究用の特殊な機材が多いという当研究所の性格からやむをえない面はあるものの、より競争性を高めるため、①予定価格の積算、②仕様書の内容、③入札等の広告方法について、なお、改善・工夫の余地があるのではないと思われる。

(一般競争入札 147 件中、応札者 1 社のみが 118 件・80%で、118 件の落札率は 95%以上が 76%、90%以上で捉えると 92%に達している。)

3. なお、国からの受託調査・研究等に係る当研究所の調達案件については年度末近くになってから発注手続きが執られる事例が多いが、このような案件については、一般競争入札等の競争的手続きが執られても現実には特定の業者しか応札（応募）が困難になることが予想される。この点に関しては、国側において、委託調査・研究等に係る予算の早期執行について格段の努力が必要と思われる。

以上

○独立行政法人整理合理化計画に基づく監事の監査意見（契約の適正化に係わるもの）について（平成21年5月29日付）

○独立行政法人整理合理化計画に基づく監事の監査意見（契約の適正化に係わる部分を除く。）について（平成21年5月29日付）

独立行政法人整理合理化計画に基づく監事の監査意見（契約の適正化に係わるもの）  
について

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、独立行政法人交通安全環境研究所の平成20年度の少額案件を除く125件の契約の状況について、関係書類の閲覧を行うとともに、必要な資料の作成・提出を求め、また、関係者からヒアリングを行う等により、調査を行なった結果、次の通り、監事の意見を取りまとめましたので、通知します。

1. 125件の契約のうち119件、約95%が一般競争入札によるものとなっており、競争性のない随意契約は4件、3%程度にとどまっており、その4件については研究の共同実施者への経費の支払いに係わるものや契約相手方の選定に当研究所の裁量が及ばないもので、ほぼ全ての案件が一般競争入札に移行できたものと判断され、契約の競争性・透明性を高め、契約の適正化に向けて取り組む姿勢については、評価できる。
2. また、昨年6月の監事の意見で問題として指摘した一般競争入札における1者応札の割合は、平成19年度の80%から76%強へ4%程度低下しており、監事の指摘を踏まえ、昨年秋に入札広告の内容改善を行ったことや平成21年度から入札参加条件の緩和措置を講じていることなど契約の適正化に向けて行っている努力とあわせて相応の評価が出来るものとする。
3. しかしながら、一般競争入札における1者応札の比率はなお4分の3もあり、当研究所の業務や契約の性質上やむをえないもの或いは偶然そうになっているものもあるとは思われるが、他の研究開発型の独立行政法人と比較した場合、この比率は、非常に高い数値となっている。また、1者応札の場合の落札率は平成19年度同様約95%の高率となっている。さらに、一般競争入札119件の平均落札率は約92%となっており、予定価格の積算をそれだけシビアに行っているのかもしれないが、大変気になるところである。
4. このため、当研究所においては、契約のより一層の適正化を図るため、一般競争入札の1者応札の比率が高いこと及び落札率が高率となっていることにつき、やむをえない理由によるものであるのかどうかを含め、徹底的に原因究明を行い、予定価格の積算の手法、仕様書の書きぶり、入札広告の方法や内容などになお改善・工夫の余地がないか掘り下げた検討が必要と思われる。この場合において、研究開発型の他の独立行政法人における契約事務処理の実情を可能な範囲で調査し参考にするとともに、原因究明や改善方策の検討に当たっては、所管官庁の職員を含む第三者の専門的な知見も活用するこ

とが望ましい。

(添付) 昨年の監事意見「入札・契約の適正な実施に関するチェック結果に基づく意見」  
(平成20年6月12日)

平成21年5月29日

独立行政法人 交通安全環境研究所

監事 福島 義章



監事 長谷部 繁



独立行政法人 交通安全環境研究所  
理事長 大橋 徹郎 殿

独立行政法人整理合理化計画に基づく監事の監査意見（契約の適正化に係わる部分を除く。）について

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）を踏まえ、独立行政法人交通安全環境研究所の保有資産の見直しの状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、当研究所重要会議への出席や関係役職員からのヒアリングの実施、関係資料の提出を求める等により、調査を行なった結果、次の通り、監事の意見を取りまとめましたので、通知します。

1. 保有資産の見直しの状況について

整理合理化計画において平成21年度までに廃止するとされた「照明実験施設」及び「写真解析施設」については既に平成19年度中に廃止されており、また、整理合理化計画において廃止時期・方法について平成20年度中に結論を得るとされた「重連車両模擬試験設備」及び「慣性モーメント測定設備」についても、平成20年11月19日に、「平成21年度末まで」に廃止することを決定しており、整理合理化計画に沿った措置が着実に講じられている。

また、その他の保有資産については、減損会計導入に伴い、年度末に、保有施設についてその稼働状況等を調査するとともに、土地について不動産鑑定士の鑑定評価を求めるなど概ね適切な見直しが行われているものと認められる。

2. 給与水準（人件費総額の削減を含む。）の状況について

給与水準については、そもそも当研究所は独法化前は国（運輸省、直前は国土交通省）の施設等機関であったものであり、独立行政法人となった以降はもとより、平成18年度に役職員が非公務員化されて以降も、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた措置を一貫して講じてきており、職員の給与水準はまさに国家公務員と同等である。また、理事長の報酬も各府省の事務次官より相当低くなっており、これら給与水準については、特段の問題はない。さらに、国家公務員の給与水準との比較調査（ラスパイレ指数）において、当研究所が国の水準を超えたり、年度によってばらつきがあったりしているのは、調査対象職員数が少ないことや国からの出向者の人事異動に起因するものであり、問題視するに当たらない。

なお、人件費総額の5年間で5%以上の削減については、今後予想される退職者数等を勘案すれば、目標年度の平成22年度において5%以上の削減は実現可能と見込まれるが、中間年度の削減状況が低率にとどまっていることから、目標年度で達成可能とする理由を具体的に明らかにすることが望まれる。

3. 内部統制の状況について

当研究所は独法化前は国の機関として法令や規則に基づきその業務を実施していたが、独立行政法人となっても、諸規程類を整備し、これらに則って理事長等の決裁を仰ぐ等によりその業務を実施している。また、重要会議としての理事会や所議のほか、研究企画会議や外部有識者による研究評価委員会等を設け、職員の研究その他の業務の執行を管理、監視、評価する仕組みを有している。また、職員規模から見ても理事長の目が比較的細部まで届きやすい組織と考えられる。これらのことから、当研究所の内部統制の仕組みに重要な欠陥があるとは認められない。

しかしながら、当研究所では会計や業務の執行を監査する内部監査体制は未整備であり、監事が2人とも非常勤であることもあわせ考えれば、理事長直轄の内部監査体制を早急に整備することが望ましい。この場合において、内部監査の責任を担うこととなる者は監事ともよく連携し、内部監査・監事監査双方の監査の実効が挙がるように努める必要がある。

#### 4. 情報開示の状況について

当研究所の情報開示については、ウェブ上の開示を含め、概ね適切に行われているものと認められる。なお、役員の報酬については、理事長にとどまらず、理事及び監事の個別の額も公表されている。

平成21年5月29日

独立行政法人 交通安全環境研究所

監事 福島 義章

監事 長谷部 繁

